

携帯用丸のこ盤での負傷が多い！

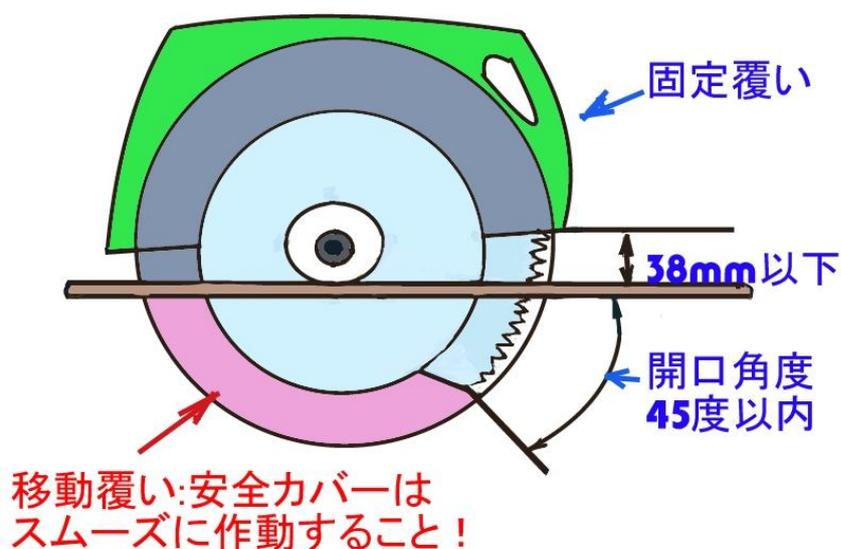
【 災害発生状況 】

マンション A の新築工事は、師走に入り翌年 3 月の完成を控え急ピッチで進行していた。既に本体は完成し、内装工事の段階であった。午後 5 時を過ぎたが、冬で日暮れが早いため、各室に裸電球を 1 個つけて工事が行われていた。

作業員 B は、屋内の押し入れ、収納部等の作業を担当していた。作業に使用する部材は、現場で寸法を測り切断作業を行っていた。そのため、マンション A の各区画内で、携帯用丸のこを使用していた。本来は加工する板材を台に固定して切断を行うが、その時は終業時間に近く、作業が遅れていたため、板材を左手で保持し、右手で携帯用丸のこを掴んで切断作業を行った。仮設の裸電球 1 個で区画内を照明していたが、区画の隅の部分では照明の明かりが作業員の陰になる部分があり、作業員 B が焦っていたため、板材に節があるのを見落としてしまった。そのため、携帯用丸のこがはじかれ、足元に落ちた。携帯用丸のこの運転中はスイッチをいっばいに引いてストッパをかけていたので、携帯用丸のこを手から放してもモーターの電源は on のままで回転した。幸いなことに安全靴をはいていたため重傷にはならなかった。

携帯用丸のこには、可動式の安全カバーがついているが、作業に邪魔になることがあるため、歯が露出した状態で固定されていた。

携帯用丸のこ盤 構造規格図



取扱者に対し 準特別教育を要する！！

【 発生原因分析 】

この労働災害での問題点は以下の通りである。

- ①安全カバーを固定して携帯用丸のこを使用していた。
 - ②作業手順には加工される板材を台に固定して作業するように定められていたにも関わらず、板材を左手に持ち、右手で携帯用丸のこを持ち切断作業をした。
 - ③作業領域はある程度の照度が必要であるが、1区画に裸の電球を1個で照明しておりさらに、電球を背中側にして、影が出来る部分で携帯用丸のこで作業をした。
- ということである。

【 対応策 】

- ①作業者に「携帯用丸のこ等の取り扱い業務」に関する特別教育に準じた安全教育を受講させる。
- ②作業手順を作業者に徹底し、板材の切断には、台を使用し、板材を固定する。
- ③安全カバーを固定することは絶対にしてはならないことを作業員に周知する。
- ④作業空間の適切な照度を確保する。

【補足説明】

平成22年7月14日に基安発0714第1号『「建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」という通達』が出されています。

この通達は、のこ歯への身体接触、加工物との反ぱつによる携帯用丸のこ本体のはじかれ、安全カバーの固定、感電等による災害が多発するため出されたものです。

この安全教育が【対応策】①の『「**携帯用丸のこ等の取り扱い業務**」に関する特別教育に準じた安全教育』です。

小規模建設業現場では、丸のこによる災害が多いにも関わらず、『上記通達による準特別教育』を未だ受けていない作業者が多く見られます。

※：東京技能者協会では、上記通達による『**携帯用丸のこ盤使用作業者に対する特別教育に準ずる教育講習**』を実施していますので、是非、受講して、災害を未然に防いでください。

※：因みに、当HPの『ギャラリー；一覧』には、【2010/12/15】の欄に、『丸のこの教育の徹底(通達)』や『災害事例』の解説が、掲載されていますので、再度、参照確認復習されることを薦めます。

(以上)

« 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 / 東京技能者協会 »